

# 指定金融機関制度の意義・経緯について

---



# 指定金融機関制度の性格

- 地方公共団体に代わって金融機関に公金の出納及び保管を行わせる制度として、金庫制度が明治33年から府県について設けられたところ。金庫制度は、当該金融機関を地方公共団体の機関として位置付けて公金の出納及び保管を行わせることとしたもの。
- その後、地方公共団体の現金の受入れの方法を金庫である金融機関の預金とすること（公金の保管に関する事務を金庫としての金融機関の役割から廃止）等、国庫について先行して導入されていた預金制度としての要素も取り入れていき、昭和38年地方自治法改正において、全面的に預金制度であることを前提として地方公共団体の収納又は支払に関する事務を地方公共団体とは別の一人である金融機関に行わせることとした指定金融機関制度が導入されたところ。
- 国庫についての預金制度とは違い、地方公共団体の現金を指定金融機関の預金として預け入れること等を定める規定は指定金融機関制度においては存在しないが、指定金融機関に地方公共団体の預金口座があることを前提として、地方公共団体の収納・支払に関する制度が構築されている。

	預金制度（指定金融機関制度）	金庫制度
根拠	地方自治法 § 235、地方自治法施行令 § 168～ § 168-3	旧地方自治法施行令 § 164～ § 171
公金の受入れ形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該金融機関の預金として受入れ</li> <li>・ 公金に係る現金の所有権は当該金融機関に移転した上で、地方公共団体は公金に係る預金相当額の返還請求債権（預金債権）を有するもの</li> <li>・ 他の預金等との資金とともに当該金融機関において運用が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該金融機関の預金等の資金とは区分して保管</li> <li>・ 地方公共団体の支払に支障がない範囲において、保管に係る公金の一部の運用が可能、利子の支払の義務付け</li> </ul> <p>※昭和25年地方自治法施行令改正により、預金としての受入れへ改正</p>
法的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の公金を預金として受け入れる一人としての位置付け</li> <li>・ 法律による委任により地方公共団体が行うべき公金の収納・支払事務を取り扱わせる一人としての位置付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体が決定した収納・支払を執行する地方公共団体の機関としての位置付け</li> </ul>
収納方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入通知書等に基づき地方公共団体の委任を受けた一人として収納（具体的な手法）</li> <li>現金、証紙、口座振替、証券、証券の取立て及びその取立てた金銭による納付の委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の収入の命令に基づき地方公共団体の機関として収納</li> </ul>
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計管理者が振り出す小切手又は会計管理者の通知に基づき地方公共団体の委任を受けた一人として支払（具体的な手法）</li> <li>小切手、現金、隔地払、口座振替、証券納付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出納長等による命令に基づき地方公共団体の機関として支払</li> </ul>

## 国庫金に係る預金制度の特色

金庫制度においては、国庫金が金庫に保管されている間は、民間金融に供する一般銀行営業資金と隔絶されるのに対し、預金制度においては、国庫金が預金として受け入れられた後においては、他の資金と一緒に経理され、国は現金に対する所有権を持つことなく、ただ、銀行に対し返還を請求し得る債権だけを持つ関係に立つ。また、金庫制度においては、国庫金の支払には支払命令書が用いられていたが、預金制度においては、国庫金の支払は政府預金の払出しであり、これは民間の小切手による銀行当座取引と全く同様に政府小切手を使用される（会計法第一五条、第四九条）。この預金制度の特色を金庫制度に対比すると次のとおりである。

- ① 金庫制度においては、国庫金は銀行の一般営業資金とは完全に分離して保管され、金融市場との流通が絶たれるが、預金制度においては、国庫金は日本銀行に対する政府の預金であり、銀行の営業資金と一体となることから金融市場との流通も可能となった。
- ② 金庫制度においては、政府は全国各地に散在する金庫に常に相当額の支払資金を置く必要があるため、資金効率がはなはだ損なわれた。しかし、預金制度においては、政府資金はすべて日本銀行本店に集中して、そこに預金を置けば足りるから、支払資金の節約と効率化を図ることができる。この関係は代理店引受銀行の場合にもっとも明瞭で、引受銀行は国庫金の取扱いによって自行の資金効率を高めることができる。
- ③ 金庫制度においては、国庫金の払出しには一般に流通性がない支払命令書によったが、預金制度においては、国庫金の払出しには政府小切手を使用される。この政府小切手は、小切手法の適用を受け、支払が確実であり、またその支払期間は一年の長期であり、完全な有価証券として、民間小切手とともに流通し、金融機関を利用して交換決済されることも多く、信用取引の発達を促すことになる。
- ④ 預金制度においては、国庫金は国の所有権から離れて、国が日本銀行に対して預金債権を持つに過ぎない。また、国庫金は、銀行の営業資金とともに一団として運営され、その間に区別がないため、国庫金取扱銀行の基礎が危うくなり、取付け等が生じた場合には、国庫金もまた損失を受けるおそれがある。しかし、金庫制度においては、こういう心配はない。したがって、預金制度の採用は、銀行制度が発達し、国内銀行網が充実すると同時に、その基礎が強固で信用が確実であることによってなし得るものである。このように、預金制度は金庫制度に比べるとはるかに進歩した制度である。しかし、わが国の現金預金制度には多分に金庫制度的な性格が残っている。すなわち、純粋な形態の預金制度においては、国庫金取扱銀行は、政府預金の受払計算を明らかにすれば十分であり、国庫金の整理事務については政府部内で行われているが、わが国の預金制度においては、日本銀行が政府預金の受払を明らかにする預金経理のほか、官庁別、国庫計算科目別等の整理から、出納計算書の作成に至るまでの国庫金の内部経理事務を行っており、国庫制度のなかで相当重要な機能を営んでいる。これは、日本銀行が金庫制度を通じて国庫事務を取り扱ってきた沿革的な事情に由来する面もあるが、官庁会計と日本銀行において取り扱った国庫金とを相互に対照することによる官庁会計の正確を保持する等の理由によるものということができよう。

出典：「会計法精解」（青木 孝徳 編）

# 金庫制度・指定金融機関制度 関係条文①

## ◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

### （金融機関の指定）

**第二百三十五条** 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

**2** 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

### （現金出納の検査及び公金の収納等の監査）

**第二百三十五条の二** 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

**2** 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

**3** 監査委員は、第一項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

# 金庫制度・指定金融機関制度 関係条文②

## ◇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

### （指定金融機関等）

**第百六十八条** 都道府県は、地方自治法第二百三十五条第一項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、地方自治法第二百三十五条第二項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、会計管理者をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

6 第一項又は第二項の金融機関を指定金融機関と、第三項の金融機関を指定代理金融機関と、第四項の金融機関を収納代理金融機関と、前項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。

7 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かななければならない。

8 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

### （指定金融機関の責務）

**第百六十八条の二** 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務（指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。）につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。

3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。

## 金庫制度・指定金融機関制度 関係条文③

(指定金融機関等における公金の取扱い)

**第百六十八条の三** 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関は、納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づかなければ、公金の収納をすることができない。

**2** 指定金融機関及び指定代理金融機関は、会計管理者の振り出した小切手又は会計管理者の通知に基づかなければ、公金の支払をすることができない。

**3** 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該普通地方公共団体の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあつては、会計管理者の定めるところにより、当該受け入れた公金を指定金融機関の当該普通地方公共団体の預金口座に振り替えなければならない。

**4** 収納事務取扱金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該市町村の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、収納事務取扱金融機関は、会計管理者の定めるところにより、当該受け入れた公金を会計管理者の定める収納事務取扱金融機関の当該市町村の預金口座に振り替えなければならない。

# 指定金融機関制度が預金制度であることを前提とした出納に関する規定

## ◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

（支出の方法）

### 第二百三十二条の五（略）

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる

（小切手の振出し及び公金振替書の交付）

第二百三十二条の六 第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれをするものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。

2 （略）

## ◇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（口座振替の方法による歳入の納付）

第百五十五条 普通地方公共団体の歳入の納入義務者は、当該普通地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けているときは、当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該歳入を納付することができる。



# 国庫金に関する規定①

## ◇会計法（昭和22年法律第35号）

**第三十三条** 各省各庁の長は、債権の担保として徴するもののほか、法律又は政令の規定によるのでなければ、公有若しくは私有の現金又は有価証券を保管することができない。

**第三十四条** 日本銀行は、政令の定めるところにより、国庫金出納の事務を取り扱わなければならない。

② 前項の規定により日本銀行において受け入れた国庫金は、政令の定めるところにより、国の預金とする。

**第三十五条** 国は、その所有又は保管に係る有価証券の取扱及びその保管に係る現金の利子の支払を日本銀行に命ずることができる。

**第三十六条** 日本銀行は、その取り扱った国庫金の出納、国債の発行による収入金の収支、第十九条又は第二十一条の規定により交付を受けた資金の収支及び前条の規定により取り扱った有価証券の受払に関して、会計検査院の検査を受けなければならない。

**第三十七条** 日本銀行が、国のために取り扱う現金又は有価証券の出納保管に関し、国に損害を与えた場合の日本銀行の賠償責任については、民法及び商法の適用があるものとする。

## 国庫金に関する規定②

### ◇予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

#### （保管に係る現金の日本銀行への払込）

**第百三条** 各省各庁の長の保管に係る現金は、これを日本銀行に払い込まなければならない。但し、数日内に払渡をする必要がある場合その他特別の事由がある場合には、この限りでない。

#### （国の所有又は保管に係る有価証券の取扱）

**第百四条** 国の所有に係る有価証券又は各省各庁の長の保管に係る有価証券は、財務大臣の定めるところにより、日本銀行をしてその取扱をなさしめる。

#### （保管に係る現金又は有価証券等の取扱手続）

**第百五条** 各省各庁の長の保管に係る現金若しくは有価証券又は国の所有に係る有価証券の取扱手続に関しては、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、財務大臣がこれを定める。

#### （日本銀行における国庫金の出納事務の取扱）

**第百六条** 日本銀行は、この勅令の規定による外、財務大臣の定めるところにより、国庫金出納の事務を取り扱わなければならない。

② 日本銀行で受け入れた国庫金は、国の預金とし、その種別及び受払に関する事項は、財務大臣がこれを定める。

#### （国の預金の利子）

**第百七条** 日本銀行は、国の預金については、財務大臣の特に定めるものに限り、その定めるところにより相当の利子を附さなければならない。

#### （国庫金出納報告書の提出）

**第百八条** 日本銀行は、財務大臣の定めるところにより、国庫金の出納報告書を財務大臣に提出しなければならない。

## 国庫金に関する規定③

### (国庫金出納計算書の作製及び送付)

**第百九条** 日本銀行は、会計検査院の検査を受けるため、国庫金の出納計算書を作製し、証拠書類その他必要な書類を添え、これを財務大臣に送付しなければならない。

- ② 日本銀行は、財務大臣の定めるところにより、国債の発行による収入金及び国債元利払資金の収支を整理し、これを前項の計算書に掲記しなければならない。
- ③ 財務大臣は、第一項の計算書を調査し、同項の書類とともに、これを会計検査院に送付しなければならない。

### (有価証券受払計算書の作製及び送付)

**第百十条** 日本銀行は、会計検査院の検査を受けるため、国の所有又は保管に係る有価証券受払計算書を作製し、証拠書類その他必要な書類を添え、これを財務大臣に送付しなければならない。

- ② 財務大臣は、前項の計算書を調査し、同項の書類とともに、これを会計検査院に送付しなければならない。

# 全国銀行データ通信システムについて

## わが国の経済取引の基盤



全国銀行データ通信システム（全銀システム）は、全国の金融機関をネットワークで相互に接続し、振込取引等に伴う為替通知をコンピュータと通信回線を利用してオンライン処理するとともに、取引に伴い発生する金融機関間の資金の貸借を日々決済しています。全銀システムは、1973年4月にスタートし、現在では日本の預金取扱金融機関のほとんどすべてを網羅して（第1表）、1日平均約650万件、12兆円余の振込取引等に伴う為替通知を処理しており、日本の経済取引の基盤（インフラ）として重要な役割を果たしています（第2表）。

なお、2018年10月から、平日日中の為替取引に対応する「コアタイムシステム」に加え、平日夜間・

土日祝日の振込に対応する「モアタイムシステム」が稼働し、全銀システムの24時間365日化が実現しました。

2019年11月に稼働した第7次全銀システムにおいては、第6次全銀システムの機能・構成（モアタイムシステム含む）を継承しつつ、安全性・信頼性向上の観点から、収容能力・処理能力の増強、サイバーセキュリティ対策の強化や電力消費量の削減などを図っています（14頁参照）。

このほか、企業間の振込電文に様々なEDI情報（支払通知番号・請求書番号など）を添付可能とする「全銀EDIシステム」（愛称：ZEDI）を、2018年12月に構築・稼働しました。

■日本の金融機関相互間の決済システム（第2表）

	稼働時期	取扱対象	加盟金融機関数 (2018年12月31日現在)	2018年中取扱高	
				件数(百万件)	金額(兆円)
全国銀行データ通信システム (全銀システム)	1973年(昭和48年)4月		1,274	1,614	2,881
(共同システム) 全国信用金庫データ通信システム 全国信用組合データ通信システム 全国労働金庫データ通信システム 系統為替オンラインシステム	1976年(昭和51年)10月 1982年(昭和57年)11月 1984年(昭和59年)1月 1984年(昭和59年)2月	振込・送金・ 代金立等の 内国為替取引	262 145 14 713	(注1) 19 0.3 2.6 10	(注1) 11 0.3 1.6 20
手形交換 (全国107か所の手形交換所により実施)	1879年(明治12年)12月 大阪手形交換所設立 1887年(明治20年)12月 東京手形交換所設立	手形・小切手、 銀行間領収証等	(東京) 303	(全国) 51 (東京) 16	(全国) 261 (東京) 124
外国為替円決済制度 (日銀ネットを利用)	1989年(平成元年)3月	外為関係円資金	201	7	4,226
(日本銀行)金融ネットワークシステム (日本銀行)当座預金決済のRTGS	1988年(昭和63年)10月 2001年(平成13年)1月	日銀当座預金振替 外為円決済 国債振替決済等	502	16	35,998
CD・ATMネットワーク (統合ATMスイッチングサービス)	MICSの取扱開始は1990年 (平成2年)2月  ※各業態内のオンライン提携 は1980年(昭和55年) 頃から順次開始  統合ATMスイッチングサービス の取扱開始は2004年 (平成16年)1月	預金引出・ 残高照会・ 口座確認	MICS(全国キャッシュサービス) BANCS(都市銀行) ACS(地方銀行) SOCs(信託銀行) LONGS(長信銀、商工中金) SCS(第二地銀協加盟行) しんきんネットキャッシュサー ビス(信用金庫) SANCS(信用組合) ROCS(労働金庫) 全国農協貯金ネットサービス	(注2) 757	(注2) 11

(注) 1. 各業態内における取扱件数・金額であり、全銀システムの取扱件数・金額には含まれていない。  
2. 各業態内および業態間取引の合計。

(出所) 全国銀行協会「決済統計年報」他

■全国銀行内国為替制度の歩み（第1表）

1943 (昭和18年)	1958 (昭和33年)	1968 (昭和43年)	1973 (昭和48年)	1979 (昭和54年)	1982 (昭和57年)	1984 (昭和59年)	1987 (昭和62年)	1993 (平成5年)	1994 (平成6年)	1995 (平成7年)	2001 (平成13年)	2003 (平成15年)	2009 (平成21年)	2010 (平成22年)	2011 (平成23年)	2018 (平成30年)	2019 (令和元年)	
8月 日本銀行において 制度を実施	6月 為替決済制度を改 正し、為替内訳書 の交換等の処理を するため、各地の 銀行協会に為替交 換室(27か所)を 開設	7月 全国地方銀行データ通信システム稼働	4月 全国銀行内国為替制度発足 全国銀行データ通信システム稼働 (全国銀行および商工中金の88行 約7400店舗が参加)	2月 第2次全銀システム稼働 (加盟金融機関数は708行 約18000店舗に拡大)	4月 在日外国銀行が初めて加盟	8月 信用組合・労働金庫・農業協同組合等が加盟 (加盟金融機関数は5479行 約40000店舗に拡大)	11月 第3次全銀システム稼働 (加盟金融機関数は5304行 約42000店舗に拡大)	3月 資金決済の同日決済化	1月 仕向超過額管理制度の改定 (1990年7月から仕向超過額管理制度実施)	11月 第4次全銀システム稼働 (加盟金融機関数は5262行 約44800店舗)	1月 証券会社の信託銀行子会社等が加盟 (加盟金融機関数は5262行 約44800店舗)	11月 第5次全銀システム稼働 (加盟金融機関数は1679行 約37250店舗)	1月 ゆうちょ銀行が加盟	4月 資金決済に関する法律の施行	10月 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークに 運営を移管	11月 第6次全銀システム稼働 (加盟金融機関数は1371行 約32500店舗)	10月 モアタイムシステム稼働 (全銀システムの24時間365日稼働が実現) (稼働当初の参加金融機関数は504行)	11月 第7次全銀システム稼働 (稼働当初の参加金融機関数は321行)



東京為替交換室風景（1973年4月18日撮影）



第7次全銀システム開通式  
(2019年11月5日)